

学校におけるいじめ防止等基本方針

羽生市立西中学校

1 学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校は、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応のため基本方針を定め、保護者、地域、関係機関と連携を図り、組織的、総合的にいじめ防止等の対策を行う。

いじめ防止等の対策に関する基本姿勢

ア 学校に通う生徒たちが、安心して学習やその他の活動に取り組むよう、いじめを根絶する。

イ いじめは心身に深刻な影響を及ぼす決して許されない行為であることを生徒自ら理解する。

ウ 相手の痛みがわかり、思いやる心を育て、生徒自らいじめ根絶を目指す。

エ いじめの早期発見・早期解決をする。

2 いじめ防止等のための取組

(1) いじめ防止強化期間の実施

いじめ防止のための継続的な啓発のため、学期1回いじめ防止強化期間を設定し、校長講話やいじめ防止アンケート、生徒会いじめ撲滅キャンペーンを実施する。

(2) いじめ防止等のための教職員研修の実施いじめ防止等のための専門的知識や技能を高めるための研修を実施する。

(3) 道徳教育の充実 学校の教育活動全体を通して、豊かな心を育み、道徳的実践力を育成する。道徳の時間に、他の人との関わりに関する内容を取り上げて指導する。

(4) インターネット等の情報教育の充実 インターネット・携帯電話の活用能力を向上し、安全で正しい使い方を身に付けるよう情報モラルの育成に努める。インターネット・携帯電話安全教室や防犯教室を実施する。

3 いじめの早期発見のための取組

(1) 生徒対象の学校生活アンケートの実施

学期1回、生徒対象に学校生活アンケートを配布し、その結果に応じて面談を実施する。

(2) 日常の生徒観察の実施

学校における健康観察や授業中、休み時間、部活動などの日常生活から生徒の実態を把握し、情報共有に努める。

(3) 家庭訪問・3者面談の実施

家庭訪問、保護者会、3者面談等の保護者の相談ができる体制づくり

- をする。
- (4) 学校だより、相談室だよりによる啓発
学校だよりや相談室だより等の情報発信により、いじめ防止や早期発見の重要性について啓発する。
 - (5) 学校関係者、地域との連携
学校運営協議委員や民生委員・主任児童委員等の地域関係者との協議会を実施する。
 - (6) 保護者対象のアンケートの実施年2回、保護者対象のアンケート調査を実施し、いじめの早期発見に努める。
 - (7) 相談体制の充実生徒及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるようスクールカウンセラーや相談員などの関係職員による相談窓口の設置や相談体制を整備する。

4 いじめに対する早期解決

- (1) 速やかな事実の有無の確認
いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無を確認する。
- (2) いじめの再発防止
いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発防止のため、いじめを受けた生徒及び保護者に対する支援といじめを行った生徒への指導及び保護者への助言を継続して行う。
- (3) いじめの事案に係る情報共有
いじめの関係者間におけるいざこざが生じないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有し必要な措置を講じる。
- (4) 重大ないじめへの対応
極めて重大ないじめが起きた場合は、教育委員会及び警察署等の関係機関と連携して対処する。
- (5) ネット等の不適切な書き込み
ライン、メール、ネット上の書き込みを把握した場合は、早期に削除依頼をする。

5 学校におけるいじめ防止等のための対策組織

- (1) いじめ防止等の対策委員会の開催
学校におけるいじめ防止等のための対策を検討するための組織として、いじめ防止等の対策委員会を週1回開催し、情報共有と対策を検討する。委員は、校長、教頭、教務担当、生徒指導主任、学年生徒指導担当、養護教諭、相談員から成り、必要があれば関係教職員を加えて開催する。
- (2) 臨時いじめ防止等の対策委員会の開催
いじめやいじめが疑われる行為があった場合は、いじめ防止等の対策委員会委員に関係教職員を加え、委員会を緊急開催する。

6 いじめ防止等のための取組に対する評価

生徒・保護者対象に学校評価を実施し、いじめ防止等のための取組の改善に努める